

令和 5 年 6 月 2 日現在

機関番号：24405

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2018～2022

課題番号：18K01916

研究課題名（和文）企業会計審議会における政策形成プロセスの研究

研究課題名（英文）A Study on Policy Formation Process in the Japanese Business Accounting Council

研究代表者

小形 健介（OGATA, Kensuke）

大阪公立大学・大学院経営学研究科・准教授

研究者番号：20347694

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,900,000円

研究成果の概要（和文）：本研究はIFRSをめぐる政策が各時期で異なった要因を、漸進的制度変化モデルを分析視角として明らかにするものである。当初、会計の国際化の必要性を認識したBAC内での拒否権の可能性は低かったが、IFRSと日本基準との間の差異の大きさから、制度運用の裁量性への懸念が高まり、コンバージェンスの推進に取り組むようになった。コンバージェンスが進展し制度運用の裁量性に対する懸念が低下すると、BACは強制適用の推進に舵を切った。しかしながら、米国のIFRSに対する姿勢が変わると、BAC内で強制適用に対する懸念が再燃し、拒否権の可能性が高まったため、強制適用を諦め、任意適用の促進という政策転換を行ったのである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究が有する学術的意義および実務的貢献は次の点にある。第一に、わが国の会計規制の意義および各アクターの役割に対する現状認識ができること、第二に、会計規制に変化をもたらす可能性のあるアクターや要因を特定できることである。本研究の知見をもとに、会計規制が社会的にどのような役割を果たし、各アクターがどのような動機のもと行動するのかを解明することができよう。そして第三に、本研究は新制度論に立脚した制度研究の研究蓄積に貢献し、そして他の隣接する政策・制度形成の研究との対話が可能になることで、会計規制研究のさらなる展開につながることを期待される。

研究成果の概要（英文）：This study clarifies the factors that caused the policy regarding IFRS to differ in each period, using the incremental institutional change model as an analytical angle. Initially, the “veto possibility” of BAC, which recognized the necessity of accounting internationalization, was low, but the large differences between IFRS and Japanese GAAP raised concerns about the “discretion in institutional implementation” and led to acceleration of convergence. Later, as convergence progressed, concerns about the discretion declined, BAC took the helm in promoting mandatory adoption of IFRS. However, the change in the U.S. stance toward IFRS raised doubts within the BAC about mandatory adoption of IFRS, and the veto possibility increased, so the BAC gave up on mandatory adoption and made a policy shift to promote voluntary adoption of IFRS.

研究分野：会計規制

キーワード：会計規制 企業会計審議会 コンバージェンス 強制適用 任意適用 会計の政治化 金融庁

1. 研究開始当初の背景

国際会計基準審議会 (International Accounting Standards Board : IASB) がそのプレゼンスを高めるにしたがって、EU やオーストラリアのように自国基準に代えて IASB が作成する国際財務報告基準 (International Financial Reporting Standards : IFRS) を強制適用する国や地域が登場している。そうした国や地域の基準設定機関や規制当局は、IFRS の内容が自国企業の財務業績に影響を及ぼし、そしてその業績が自国の経済・社会に影響を及ぼすことから、IFRS の形成プロセスに積極的に関与することは当然であろう。またわが国のように、証券市場の登録企業に対して任意で IFRS の採用を認めている国においても基準設定機関や規制当局が IFRS の形成プロセスに関与する動機がある。それは、IFRS の任意適用企業がその証券市場の一部であったとしても IFRS の内容が一国の経済・社会に影響を及ぼすからというだけではなく、わが国の証券市場のイコール・フットイングの問題から IFRS の内容変化に応じて自国基準を変更させなければならない状況が生じるからである。かくして、強制適用であれ、任意適用であれ、IFRS を採用している国や地域では IASB に対していかに影響力を発揮していくのが重要な課題になっており、IASB と国内のさまざまな利害関係者との間の橋渡し役として国内の基準設定機関の役割は従来よりも重要になっているのである (Büthe and Mattli 2011)。

わが国でそうした役割を担っているのが企業会計基準委員会 (Accounting Standards Board of Japan : ASBJ) であるが、わが国の企業会計のあり方や将来的な方針の議論、政府等への提言を行い、ASBJ を方向づけているのが企業会計審議会 (Business Accounting Council : BAC) である。BAC は、2005 年以降、わが国の喫緊の会計問題であった EU による同等性評価獲得が間近に迫ったこともあり、2008 年 10 月よりその次のステップに向けた議論を開始した。その主たる論点が IFRS 任意適用の早期実施と強制適用の実行可能性の検討であった。こうした検討の中間結果を、BAC は、2009 年 6 月に「我が国における国際会計基準の取扱いについて (中間報告)」において公表し、前者については早期実施を、そして後者については 2012 年を目途に判断するとの方針を示した。とりわけ強制適用の実行可能性の検討に関しては反響が大きく、これを受けて多くの企業が IFRS 強制適用に向けた準備を開始するようになった。その一方で、会計プロフェッションが明確に賛成意見を、また経済団体や労働組合の中には明確に反対意見を表明するなど、賛成派と反対派の議論は激化していった。その後、2011 年 6 月に当時の自見金融担当大臣が 2012 年に予定していた強制適用に関する判断の延期を表明すると、強制適用に関する議論は急速に下火となり、BAC が 2012 年 7 月に公表した「国際会計基準 (IFRS) への対応のあり方についてのこれまでの議論 (中間的論点整理)」と、2013 年 6 月に公表した「国際会計基準 (IFRS) への対応のあり方に関する当面の方針」では、強制適用に関する言及はほとんどなく、その代わりに任意適用企業の増加が謳われるようになっていくのである。

【参考文献】

Büthe, T. and Mattli, W. (2011) *The New Global Rulers: The Privatization of Regulation in the World Economy*, Princeton Univ. Press (小形健介訳 (2013) 『IASB/ISO/IEC 国際ルールの形成メカニズム』中央経済社)。

2. 研究の目的

本研究は、BAC による IFRS 強制適用をめぐる問題を社会・経済政策の一環として捉え、BAC による強制適用の推進という政策形成および任意適用の促進という政策転換に至るまでの一連のプロセスを対象に、政策・制度はどのように、そしてなぜ形成されるのか、を明らかにするものである。より具体的に、以下の 3 つの問いを設定する。

- Q1. 2008 年～2011 年の間、BAC の強制適用推進は、どのようにして展開されたのか？それはなぜか？
- Q2. 2011 年～2012 年の間、BAC の強制適用推進回避は、どのようにして展開されたのか？それはなぜか？
- Q3. 2013 年以降、BAC の任意適用増加という政策の転換は、どのようにして展開されたのか？それはなぜか？

こうした政策形成に関する「どのように」や「なぜ」にアプローチするためには、審議に参加するアクターの特性やその構成、中心的なアクターの特定化、さらには審議における支配的な議題や論理を明らかにする必要がある。これらを通時的に分析することで、どのアクターがどのような論理で審議会における議論を支配していたのか、そしてそれがいかに変化していったのかを明らかにすることが可能となる。

3. 研究の方法

本研究は、BAC による強制適用の推進という政策形成および任意適用の促進という政策転換に至るまでの一連のプロセスを対象に、政策および制度はどのように、そしてなぜ形成されるのか、を明らかにするものである。かかる問いに対して、本研究では、新制度論 (歴史的制度論および合理的選択制度論) における制度の形成・変化のフレームワークを用いる。新制度論を分析視角として用いる理由は 2 つある。一つは、合理的選択制度論を採用することにより、わが国の

これまでの会計規制研究において欠如している各アクターの制度変化に対する動機を分析に取り込むことができるためである。もう一つは、制度変化における外生的ショックのみならず、内生的変化を強調する歴史的制度論を採用することにより、制度形成を多面的に分析することが可能となるためである。

本研究は、新制度論の中でも Mahoney and Thelen (2010) が提唱した漸進的制度変化モデル (incremental or gradual institutional change model) を分析視角として用いる。かかるモデルは、制度変化を「変革」と「連続」の中道にある「漸進性」に着目したものであり、そしてその制度変化の要因を外生的ショックのみに求めず、制度環境の変化に応じたアクターの選好の変化である内生的要因にも求めている点に大きな特徴がある。Mahoney and Thelen (2010) において示される漸進的制度変化に影響を及ぼす条件には 2 つのものがああり、一つは規制変化を阻止する可能性のあるアクターの存在に着目した、拒否権の可能性の強さである。もう一つは、導入対象制度の解釈とエンフォースメントの裁量性として表される、規制や制度を運用する際の対立的な解釈やエンフォースメントのバリエーションの存在の程度である。拒否権の強さの強弱と制度の裁量性の高低の組み合わせによって、4 種類の異なる制度変化が引き起こされるとされている (表 1 参照)。なお、ここで 4 種類の制度変化とは次のとおりである。

転置 (Displacement): 既存の制度を廃止し、新たな制度を導入するという制度変化、

階層化 (Layering): 既存の制度に加えて新たな制度を導入するという制度変化、

転用 (Conversion): ルールが形式的には同じままであっても、制度の再配置をつうじて、既存制度を新たな目的や機能、目的に適応させる制度変化、そして

放置 (Drift): ある既存制度を取り巻く外部環境や条件が変化したにもかかわらず、当該制度に対して形式的変化を何も施さないことによって、当該制度のインパクトの変化をもたらすような制度変化、である。

表 1：制度変化に関わる文脈のおよび制度的源泉

		制度の性格	
		制度運用上の 裁量性低い	制度運用上の 裁量性高い
政治的 文脈の 特徴	拒否権行使の 可能性強い	階層化 (Layering)	放置 (Drift)
	拒否権行使の 可能性弱い	転置 (Displacement)	転用 (Conversion)

(出典：Mahoney and Thelen (2010), p.19)

本研究では、わが国における IFRS の取扱い方法を上記 4 つの制度変化に対応させたいうえで、それら制度変化が生じる 2 つの要因、すなわち「拒否権の強さ」と「制度の裁量性」、の視点から BAC の審議プロセスを分析する。

なお、本研究が有する学術的および実務的貢献は以下の点にあると考える。第一に、会計規制に变化をもたらす可能性のあるアクターや要因を特定化することである。IFRS 強制適用をめぐる議論において支配的なプレイヤーは誰か、そしていかなる状況でそれが変化するか、を明らかにすることで、将来における変化の可能性および変化をもたらすのに有効なアクターは誰かを特定することができよう。第二に、わが国の会計規制の意義および各アクターの役割期待に対する現状認識を把握することである。IFRS 強制適用に対する各アクターの見解を観察・分析することでそうした現状認識を確認することができる。第三に、本研究は新制度論に立脚した制度研究の研究蓄積に貢献し、そして他の隣接する政策・制度形成の研究との対話が可能になることで、会計規制研究のさらなる展開につながることを期待される。

【参考文献】

Mahoney, J. and Thelen, K. (2010) "A Theory of Gradual Institutional Change," in Mahoney, J. and Thelen, K. (eds.) *Explaining Institutional Change: Ambiguity, Agency, and Power*, Cambridge University Press.

4. 研究成果

本研究では、BAC の政策形成・展開プロセスを 3 つに分けて分析している。すなわち、2008 年～2011 年の強制適用の推進、2011 年～2012 年の強制適用の推進回避、そして 2013 年以降の任意適用の拡大、である。そうした分析に先立ち、本研究の分析視角である、漸進的制度変化モデルの会計規制研究に対する適用可能性の検討と、本研究の研究対象以前の政策である、2004 年～2006 年の期間におけるコンバージェンスの推進に関する BAC の政策形成プロセスの検討を行っている。まずはこれらの研究結果を提示し、上記 ～ の暫定的な研究成果を示す。

(1) 漸進的制度変化モデルの会計規制研究に対する適用可能性の検討

本研究の分析視角である、Mahoney and Thelen (2010) による漸進的制度変化モデルの特徴は、合理的選択制度論と歴史的制度論にもとづいて、「変革」と「連続」の中道にある「漸進性」に

着目し、そしてその制度変化の要因を外生的ショックのみに求めず、制度環境の変化に応じたアクターの選好の変化である内生的要因にも求めている点にある。さらに、当該モデルが漸進的ではあるが、変革的な4つの制度変化を、政治的条件を表す拒否権の可能性の強さと、制度的条件である制度の性質、すなわち導入の対象となる制度の解釈やエンフォースメントの裁量性といった2つの条件と関連づけたところも大きな特徴である。なおここで挙げられている、4つの制度変化とは、「転置 (Displacement)」、「階層化 (Layering)」、「転用 (Conversion)」そして「放置 (Drift)」、である。

かかる検討にあたっては、政治的および政策的転換を対象に漸進的制度変化モデルを用いた制度研究や制度分析の議論をレビューし、漸進的制度変化モデルが何をどのように説明してきたのかを制度変化の態様ごとに整理を行ったうえで、会計規制研究に漸進的制度変化モデルを適用する可能性を検討している。そこでは、当該モデルの有する、制度の性格と政治的文脈という2つの観点から制度変化を説明しようとするシンプルな概念枠組みを、各アクターの利害が表層的には分かりにくく、そしてその関係性が複雑に入り組んだなかで形成されている会計規制に適用することにより、Cini (2014) が指摘した、複雑な現象に対して探索的に切り込み、それをある種単純化させることが可能となり、ブラックボックスとなっている会計規制形成プロセスの理解の促進に役立つことが期待されるのである。さらに、ケース・スタディの性格を有する当該モデルを会計規制研究に適用することによって、未知の現象に探索的に取り組み、人々の関心を喚起する、あるいは新たな命題や仮説の形成に寄与することが期待されるのである。

【参考文献】

Cini, M. (2014) “Institutional Change and Ethics Management in the EU’s College of Commissioner,” *The British Journal of politics and International Relations*, Vol.16, pp.479-494.

(2) 2004 年～2006 年のコンバージェンスの推進に関する検討

BAC は、2006 年 7 月に公表した「会計基準のコンバージェンスに向けて (意見書)」において、わが国の会計基準の国際的なコンバージェンスをこれまで以上に積極的に推進するよう、わが国の会計基準設定機関である企業会計基準委員会 (Accounting Standards Board of Japan : ASBJ) に対して提言した。BAC がかかる提言を行った当時、IFRS に関わる政策オプションとしては表 2 のものが想定されていた。

表 2：コンバージェンス推進時の政策オプション

		制度の性質	
		制度運用上の裁量性 低い	制度運用上の裁量性 高い
政治的 条件	拒否権の可能性 強い	階層化 IFRSの任意適用	放置 現状維持
	拒否権の可能性 弱い	転置 IFRSの強制適用	転用 コンバージェンス

こうした政策オプションの中で、BAC は「転用」を選択した。BAC の審議プロセスを辿ると、IASB に対する影響力行使の困難さや日本基準と IFRS との間の差異の大きさから、わが国において IFRS に対する制度運用上の裁量性は低いと考えられ、それゆえ IFRS をわが国のすべての企業に適用させる「強制適用」も、企業に対して選択的な適用を認める「任意適用」も取りうる政策オプションから除外された。それに対して、拒否権を発動するアクターの存在に関しては、米国が IFRS の導入を検討しつつある当時の状況、加えて日本基準と国際基準との間の大きな差異の存在によって日本企業が資金調達上不利益を被った過去の経験を踏まえても、IFRS に対して無関心であることは許されず、それゆえ「コンバージェンス」が選択されたのである。

(3) 2008 年～2011 年の強制適用の推進に関する検討

BAC は、2009 年 6 月に「我が国における国際会計基準の取扱いについて (中間報告)」を公表し、IFRS 任意適用の早期実施を提言するとともに、強制適用の推進を促す提言を行った。BAC がかかる提言を行った当時、IFRS に関わる政策オプションは表 3 のものが想定されていた。

表 3：強制適用推進時の政策オプション

		制度の性質	
		制度運用上の裁量性 低い	制度運用上の裁量性 高い
政治的 条件	拒否権の可能性 強い	階層化 IFRSの任意適用	放置 現状維持
	拒否権の可能性 弱い	転置 IFRSの強制適用	転用 コンバージェンス延長

こうした政策オプションの中で、BACは「階層化」の提案を行うとともに、「転置」の提案も前向きな形で検討しようとしていた。BACの審議プロセスを辿ると、当時、既にIFRSのコンバージェンスが多くの領域において進行し、それゆえ日本基準とIFRSとの間の差異が縮小している状況のもとではIFRSに対する制度運用上の裁量性の低さが許容されるようになっていたと考えられる。また、拒否権を発動するアクターの存在に関しては、米国のIFRS導入が現実味をもって捉えられるようになっていた状況下でそれに取り組みないことは日本基準の国際社会からの孤立化を意味することになるため、そうした孤立化を懸念した利害関係者の中で拒否権アクターは存在せず、かくしてIFRSの「強制適用」が導入されようとしていた（「任意適用」の導入は決定）のである。

(4) 2011年～2012年の強制適用の推進回避に関する検討

2011年6月に、自見金融担当大臣（当時）が強制適用に関する判断を2012年に行わないことを表明すると、強制適用に対する議論は急速に下火になっていった。強制適用の推進がなされていた時期と大きな時間的差異がないことに鑑みると、かかる政策変更の要因としては、制度運用上の裁量性に変化が生じたというよりもむしろ、拒否権アクターの登場が大きいといえる。事実、経済団体や労働組合が明確な反対意見を公表しており、その背後には日本基準の国際社会からの孤立化の回避があったと考えられる。すなわち、2010年前後で米国におけるIFRS導入の可能性が低下しており、それゆえ日本基準の孤立化のおそれが低下していたのである。本来的にIFRS強制適用から生じるであろう潜在的便益の低さと多額のスイッチング・コストを懸念していた産業界は、日本基準の孤立化の危機が回避されたことにより、本来的な選好を顕示するようになったのである。

(5) 2013年以降の任意適用の拡大に関する検討

BACが2012年7月に公表した「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方についてのこれまでの議論(中間的論点整理)」と、2013年6月に公表した「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」では、強制適用への言及はほとんどなく、その代わりに、任意適用企業の増加が謳われるようになった。BACがこれらの提言を行った当時、IFRSに関わる政策オプションとしては表4のものが想定されていた。

表4：任意適用拡大時の政策オプション

		制度の性質	
		制度運用上の裁量性 低い	制度運用上の裁量性 高い
政治的 条件	拒否権の可能性 強い	階層化 任意適用の推進	放置 現状維持
	拒否権の可能性 弱い	転置 IFRSの強制適用	転用

こうした政策オプションの中で、BACはIFRS任意適用の推進を図るという「階層化」を選択した。この階層化は、新たな制度の導入を図るというものではなく、既存制度で生じている階層化の一層の拡大を図るという意味である。既に任意適用をつうじて、さらには日本基準のコンバージェンスをつうじてIFRSの制度運用上の裁量性は低く感じられていたといえる。しかも、IASBからは「IFRSの使用」がIASBの各種ポジションを得るための条件として提示されていた。つまり、国際社会における日本の発言力を維持するためにはIFRSを利用する企業の数を増やす必要があったのである。ただし、2011年～2012年の強制適用の推進回避がなされた期間の議論を踏まえると、日本基準の国際社会からの孤立化が避けられた中で強制適用を導入することに対しては、経済団体からの激しい反対が予想される、すなわちIFRS導入に対する拒否権の可能性は高いといえよう。そうした状況下でとられた方策が任意適用の増加を促す政策であったのである。

(6) 暫定的結論

本研究では、IFRSの導入を対象として「制度運用の裁量性」と「拒否権の可能性」という2つの観点から分析し、各時期でみられる導入方法の違いを説明している。そこで得られた結論は以下のとおりである。当初、会計の国際化の必要性を認識していたBACの「拒否権の可能性」は低かったが、IFRSと日本基準との乖離を認識していた彼らの「制度運用の裁量性」に対する懸念からコンバージェンスの推進に取り組むことになった。その後、コンバージェンスの進展により「制度運用の裁量性」に対する懸念が低下したことで、BACは強制適用の推進に舵を切った。しかしながら、米国のIFRSに対するスタンスの変化を受け、BAC内で強制適用に対する疑問が生じ、「拒否権の可能性」が高まったため、強制適用への回避に向かい、代わりに任意適用の促進という政策転換がなされたのである。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計5件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 小形健介	4. 巻 203
2. 論文標題 会計規制研究における漸進的制度化の理論の適用可能性	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 会計	6. 最初と最後の頁 279-292
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小形健介	4. 巻 202
2. 論文標題 IASBの妥協型基準開発行動と組織編成との関係 2011年-2015年を対象に	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 会計	6. 最初と最後の頁 157-171
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小形健介	4. 巻 201
2. 論文標題 会計規制領域における先端複合研究	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 会計	6. 最初と最後の頁 64-78
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小形健介	4. 巻 197
2. 論文標題 IASBの組織編成と基準開発の関係性 2006年-2010年を対象としてー	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 会計	6. 最初と最後の頁 70-84
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小形健介	4. 巻 195
2. 論文標題 IASB設立当初の組織編成と基準開発活動	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 會計	6. 最初と最後の頁 498-511
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計7件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 5件)

1. 発表者名 小形健介
2. 発表標題 会計規制領域における先端複合研究
3. 学会等名 日本会計研究学会第80回大会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 小形健介
2. 発表標題 2000年代半ばにおける日本基準の国際化推進要因の分析
3. 学会等名 第40回日本会計史学会
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Ogata, K.
2. 発表標題 Japanese Accounting Standard-Setting based on the Cooperation between Business and Bureaucracy
3. 学会等名 The 42nd Annual Congress of European Accounting Association (国際学会)
4. 発表年 2019年

1 . 発表者名 Ogata, K.
2 . 発表標題 The Accounting Standard-Setting Process in Japan Based on the FSA-BAC-ASBJ Relationship
3 . 学会等名 The 8th Workshop on Accounting and Regulation (国際学会)
4 . 発表年 2019年

1 . 発表者名 Ogata, K.
2 . 発表標題 Why Did the Correspondence to Globalisation of Japanese GAAP Get Delayed During the Period of 2009-2012?
3 . 学会等名 The 41st Annual Congress of European Accounting Association (国際学会)
4 . 発表年 2018年

1 . 発表者名 Ogata, K.
2 . 発表標題 Japanese Accounting Standard-Setting based on the Cooperation between Business and Bureaucracy
3 . 学会等名 The 42nd Annual Congress of European Accounting Association (国際学会)
4 . 発表年 2019年

1 . 発表者名 Ogata, K.
2 . 発表標題 The Accounting Standard-Setting Process in Japan Based on the FSA-BAC-ASBJ Relationship
3 . 学会等名 The 8th Workshop on Accounting and Regulation (国際学会)
4 . 発表年 2019年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------